



みどり
水土里ネット

No.32

広報はとまがわ

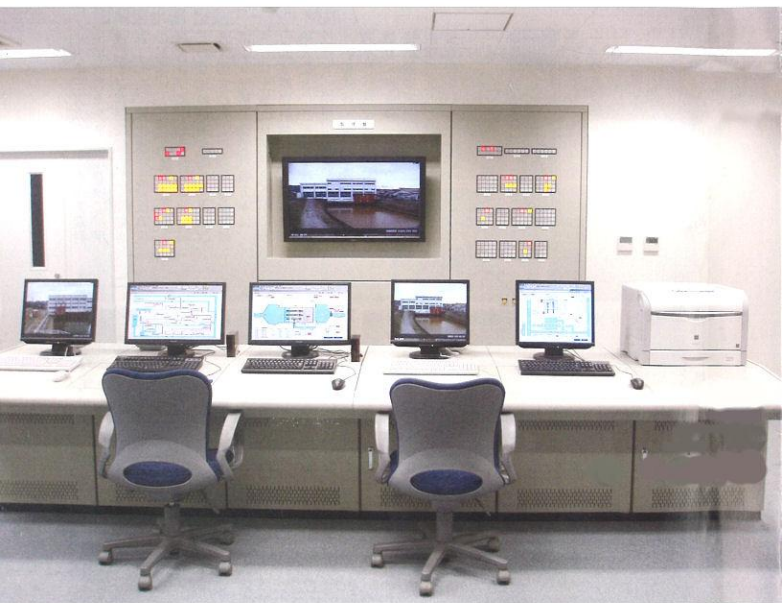
H22. 4. 1 現在

地区面積

56,619,510㎡

組合員数

3,799名



中央管理所《中央監視制御装置》

遠隔操作により16機場5ゲート制御(平成23年度完成予定)

H22. 4. 15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220(58)2024(代) FAX 0220(58)2784

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

平成22年通常総代会開催

土地改良功労者表彰

去る三月九日登米市南方農村環境改善センターにおいて、平成二十二年通常総代会が開催されました。席上永年土地改良区の発展向上に功績のあった役員、総代並びに土地改良区と組合員との意思の疎通を図り、土地改良区運営の充実に寄与した功績により部落連絡委員の方々に、さらに土地改良区費を多年にわたり早期完納された成績優秀な納入組合に表彰状を理事長より授与し、感謝の意を表しました。表彰式終了後、平成二十二年通常総代会の議案審議が行われ、議長に柳渕淳一総代を選任し、提出議案十四カ件が慎重審議の上、原案のとおり可決承認されました。

功労表彰者

一 役員の部（五名）

理事
田代正輝（南方町）
村田則顕（南方町）
星忠嘉（追町）
星信悟（南方町）

監事

二 総代の部（二十六名）

入江博（追町）
佐々木正（古宿）
小林繁雄（山の上）
佐々木康行（三西）
三塚正恵（山ノ神上）
鎌田哲（峯）
村田敏顕（板倉）
熊谷英夫（大門）
門原二夫（細川）
藤原勇（北大畑）
高橋照夫（砥落）
中津川實（山成）
引地久義（新高石）
佐々木完二（畑岡）
鈴木勝隆（一の曲）
木村勝美（西袋）
梅本正憲（平立大）
佐々木哲司（十日町）
青田延吉（八軒小路）
山田多賀男（城内）
高嶋長悦（六軒町田）
瀬ヶ沼政喜（瀬ヶ崎）
大場勝治（齊藤）
木村榮喜（齊藤）
吉田利幸（野手谷地）
大友幸一（六軒屋敷）
大友昭一（浦谷）
伊藤博之（山ノ内表）

三

部落連絡委員の部（九名）

四 納入組合の部（四区）

丹野紀巳男（立戸）
千葉秀一（深沢）
高橋逸郎（倉崎郷）
佐竹義広（牛ヶ沢）
佐藤榮一（飯島）
安藤道雄（本田）
中川弘明（栗ツ屋）
佐藤仁（町通り）
深沢納入組合
北本郷納入組合
細川納入組合
東二ツ屋納入組合
（敬称略）



議決事項



- ▼ 第一号議案 泥内排水地域の地区編入について
- ▼ 第二号議案 迫川沿岸土地改良区定款の一部変更について
- ▼ 第三号議案 迫川沿岸土地改良区規約の一部改正について
- ▼ 第四号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第33期生（H21～H25）加入並びに実施計画変更承認について
- ▼ 第五号議案 平成二十一年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼ 第六号議案 平成二十一年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について
- ▼ 第七号議案 平成二十二年一般会計歳入歳出予算議決について
- ▼ 第八号議案 平成二十二年度特別会計（県営・団体営・県仕事業）償還金歳入歳出予算議決について

- ▼ 第九号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- ▼ 第十号議案 平成二十二年特別会計（蕨栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼ 第十一号議案 平成二十二年農地転用決済金の徴収額決定について
- ▼ 第十二号議案 平成二十二年特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼ 第十三号議案 平成二十二年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について
- ▼ 第十四号議案 平成二十二年度賦課金及び用水使用料の徴収について



挨拶を述べる柳瀬総代

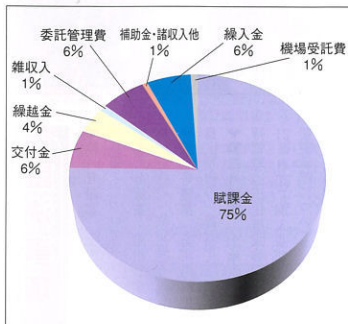


お祝いの挨拶を述べる上野理事長

平成22年度 一般会計予算

予算額 805,575,000円

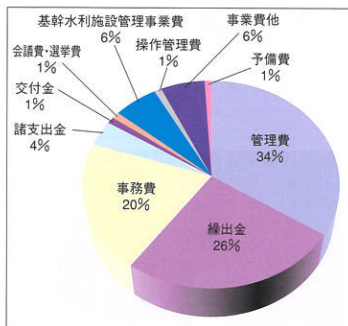
◇歳入



項 目	予 算 額
賦 課 金	609,681,800
交 付 金	47,955,000
線 越 金	32,760,000
雑 収 入	4,603,533
委 託 管 理 費	45,937,000
補 助 金 ・ 諸 収 入 他	4,357,000
線 入 金	51,120,667
機 場 受 託 費	9,160,000

項 目	予 算 額
管 理 費	273,669,000
繰 出 金	209,250,700
事 務 費	162,799,000
諸 支 出 金	30,630,000
交 付 金	8,214,100
会 議 費	9,320,000
基幹水利施設事業費	44,547,000
操 作 管 理 費	9,160,000
事 業 費 他	48,610,000
予 備 費	9,375,200

◇歳出

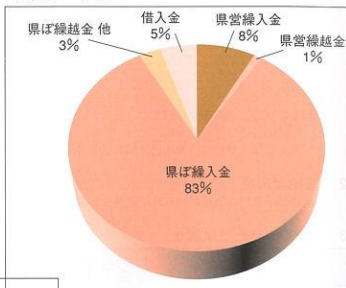


平成22年度 特別会計予算 県営・団体営・県ぼ事業償還金

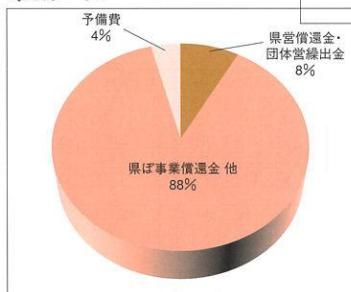
予算額 224,460,000円

◇歳入

項 目	予 算 額
県営、団体営繰入金	17,576,000
県 営 繰 越 金	1,231,467
県 ぼ 繰 入 金	186,641,119
県 ぼ 繰 越 金	6,801,414
借 入 金	12,210,000



◇歳出



項 目	予 算 額
県営、団体営償還金	16,820,868
県 ぼ 事 業 償 還 金	198,145,606
予 備 費	9,493,526

平成22年度予算

◎ 蕪栗沼遊水地事業積立金	96,955,000円
◎ 農地転用決済金積立金	127,525,000円
◎ 財政調整積立金	355,362,000円
◎ 職員退職給与積立金	240,381,000円
◎ 担い手育成支援事業	10,532,000円

平成22年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成22年 5 月 17 日	平成22年 5 月 31 日	40%
第 2 期	平成22年 10 月 1 日	平成22年 10 月 15 日	30%
第 3 期	平成22年 11 月 15 日	平成22年 11 月 30 日	30%

但し、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

2) 尼池地区及び用水使用料

平成22年10月1日発布、平成22年10月15日(第2期)の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

尼池地区及び用水使用料を除く賦課金総額の100分の2

3 1,000㎡当たり賦課金

(単位：円)

区 分		1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減	区 分		1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減
経常賦課金				県 ぼ 第 5 地 区			
事 務 費	田	3,400	1,000	県 ぼ 第 10 地 区		2,300	△ 400
	畑	1,700	500	県 ぼ 第 4 地 区		1,600	△ 200
第 1 地 区		2,300	△ 700	県 ぼ 第 6 地 区		9,800	△ 600
第 2 地 区		3,500	△ 500	県 ぼ 第 11 地 区		11,900	1,700
排 水 地 区	1/2	2,100	△ 800	県 ぼ 第 13 地 区		11,700	2,200
		1,050	△ 400	県 ぼ 第 3 地 区		2,000	△ 300
沼 崎	沼 崎	5,700	△ 800	県 ぼ 第 7 地 区		4,400	
大 平 前		2,000		県 ぼ 第 8 地 区		1,100	△ 300
内 浦 地 区		6,100	△ 2,900				
米 山 地 区		3,100	△ 1,600	野 谷 地 区		3,100	
特別会計賦課金				城 内 地 区		1,400	
県営 かん ばい	第 1 地 区	550	△ 110	長沼 地区	町 新 田 区	8,700	200
	第 2 地 区 田	100	△ 20		地 糠 区	10,500	300
	第 2 地 区 畑	20	△ 4	北 浦 地 区		5,200	1,400
県 ぼ 第 1 地 区	千 貴 区	4,700	△ 200	泊南 地区	泥 内 区	7,300	
	分 区 野 谷 地 区	3,600	△ 400		土 手 ノ 内 区	4,000	
	畑 岡 分 区	1,800			茂 伝 治 区	3,200	
	一 の 曲 分 区	10,900		尼 池 地 区		2,850	△ 3,750
県 ぼ 第 2 地 区		1,600		添 沼 地 区		4,750	

用水使用料

(単位：円)

区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料
事 務 費	3,400	第 2 地 区	1,750	内 浦 地 区	4,270
第 1 地 区	1,150	排 水 地 区	1,050	米 山 地 区	1,395

諸変更手続きはお済みですか？

組合員資格得喪届出を

- 1 土地の移動があったとき
地区内にある農地を売買あるいは受委託等により移動したとき。
- 2 名義や住所に変更があったとき
組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲されたとき。または住所を変更されたとき。
- 3 農業者年金を受給されるとき
使用貸借や一括贈与、または、第3者に移譲されたとき。
- 4 農地を農地以外のものに転用したとき
地区内にある農地を宅地等に転用したとき。あるいは道路等公共用地に買収されたとき。
- 5 開田を作付けまたは休耕したとき
作付けしていた開田を休耕したとき。あるいは休耕していた開田を作付けしたとき。
- 6 振替口座の移動等があったとき
組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。

詳しいことについては、会計課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成22年度農地転用決済金

区 分			1,000㎡当り決済金	区 分			1,000㎡当り決済金		
第 1 地 区			38,209円	第 7 地 区			8,308円		
第 2 地 区			49,849円	第 7 地 区 畑			1,661円		
排 水 地 区			36,963円	第 8 地 区			807円		
沼崎地区	沼 崎		99,274円	第 8 地 区 畑			161円		
	大 平 前		24,924円	第 10地区			5,210円		
内 浦 地 区			89,728円	第 11地区			11,620円		
米 山 地 区			59,819円	第 13地区			39,652円		
県営事業	第 1 地 域		748円	長沼地区	町 新 田 区		38,243円		
	第 2 地 域 畑		129円	地 糧 区			36,789円		
	第 2 地 域 田		25円	北 浦 地 区			45,834円		
添 沼 地 区			33,307円	迫南部地区	泥 内 区		61,436円		
県ほ第1地区	干 貴 干 貴 区		4,500円		土 手ノ内区			41,783円	
	分 区 野 谷 地 区		3,123円		茂 伝 治 区			29,717円	
	畑 岡 分 区		5,256円		野 谷 地 地 区			31,210円	
	一 の 曲 分 区		20,981円	城 内 地 区			19,927円		
県 ほ 第 2 地 区			4,667円	平準化事業	第 1地区	干 貴 区	2,189円		
第 3 地 区			1,926円			野 谷 地 区			3,504円
第 3 地 区 畑			385円			一 の 曲 分 区			37,740円
第 4 地 区			4,484円		第 6 地 区			24,602円	
第 5 地 区			2,431円		第 10地区			717円	
第 6 地 区			2,304円		第 11地区			32,341円	

維持管理

インフォメーション

本田揚水は4月28日から

◇ 機場の運転について

▼ 揚水開始に伴うゴミ流しについて

4月20日 午前9時から4時間程度 米山揚水機場・山吉田揚水機場・西館揚水機場

4月20日 午後1時から2時間程度 南方揚水機場

※水路管理人が事前に関係路線の分水並びにゲートの開閉確認を行います。組合員の方々も水口管理にご注意願います。

▼ 本田揚水

4月28日の午前9時から運転を開始し、8月31日まで24時間運転で本田揚水を行います。但し、天候や地域の実情等により運転を休止する場合がありますので、その状況については、施設管理者又は、地域の役員さん方にお問い合わせ下さい。

揚水の終了については、稲の生育状態により期間を延長することもあります。

※用水不足の解消を図るため委託管理者を置き、各担当路線を巡視し調整を行います。

▼ 排水調整について

降雨量や湛水の状況を見て事前に排水運転を開始し、冠水被害の未然防止に努めます。

6月・7月は、毎週水曜日を用水休止日とします。

水の有効利用・節水等を目的として、6月1日より7月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。

揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月・7月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

[米山機場 山吉田機場 高石機場 西館機場 南方機場 西機場]

[紙落機場 西郷機場 早稲田機場 穴山機場]

その他の機場 6月・7月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

◇ 用排水路の管理について

▼ 水路の清掃と管理について

土地改良区が管理する水路には幹・支線用排水路があり、農地・水環境保全向上対策事業導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を関係組合員及び地域住民が管理します。管理方法として、用水の開始前に全路線の浚渫及び清掃を実施し、夏季には薬剤リを実施し流水の円滑を図ります。

**節水に心掛け、限りある水資源を
大切に使用しましょう！**

事業継続 >>> 第3期対策がスタートします！

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)

平成12年度に5年間(H12～H16)の事業として創設され、平成17年度に事業の拡充・継続(H17～H21)が行われ、農業水利施設の効率的な保全と管理体制の整備・強化に取り組んできました。これまでの取り組みを背景に農林水産省では、①農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保、②優良農地の確保・保全を政策目標に掲げ、本事業が更に5年間継続(H22～H26)されました。

－ 取り組みの意義と基本的な認識 －

農業水利施設は農業生産のためのみならず、洪水調整や水辺環境の形成など様々な多面的機能を有しています。農村の混住化の進行などにより、従来にもましてそれら多面的機能への期待が高まっている一方、農業者の減少や高齢化から、農業サイドだけでこれら施設の機能を保全していくことに無理が生じています。

このため、農業水利施設について、地域住民や地方公共団体等の理解と参画を得ながら、地域全体で役割分担を行い、施設を守り支えていく管理体制の構築を目指した取組を行うことが重要になってきています。本事業は、このような管理体制の構築を支援するものであり、その成果を最大限に発揮することが期待されています。

－ 事業の展開 －

農業・農村の現状：施設の老朽化、混住化の進行、組合員の減少・高齢化

管理負担の増高

多面的機能への期待と要請

多様な主体の参画：地域・都市住民、地域活動団体、学校・PTA・子供会

施設管理
協定の締結

連携

管理参画の
組織化

土地改良区による管理：多面的機能発揮のための取組

洪水防止 [ゲート操作等を行い地表水を安全に流下]

防火用水 [非かんがい期にも防火用水等を確保]

生態系保全 [非かんがい期の通水により生態系を保全]

多面的機能の発揮：洪水防止機能、防火用水機能、生態系保全機能
景観形成機能、地域振興機能

今年は総代・役員の改選期です

総代選挙

迫川沿岸土地改良区総代の任期が来る5月26日で満了になります。これに伴い総代選挙を5月24日に執行することになりましたのでお知らせします。なお、総代選挙は登米市選挙管理委員会の管理のもと執行されますが、その間の事務手続き等は次のとおりです。

◎選挙人名簿の縦覧

4月11日(日)～4月15日(木) 午前8時30分～午後5時 当土地改良区事務所

◎立候補の届け出

5月17日(月)、5月18日(火) 午前8時30分～午後5時 当土地改良区事務所

◎立候補届け出に必要な書類

- ①『立候補届』②仙台法務局より発行の成年被後見人、被保佐人の『登記されていないことの証明書』
③本籍地の市町村が発行の『身分証明書』④土地改良区からの『組合員資格証明書』を添えて選挙管理委員会へ提出します。

※①の立候補届出用紙、②の交付申請書と委任状用紙、④組合員資格証明願は当土地改良区で準備しています。また希望があれば仙台法務局より発行の成年被後見人、被保佐人の『登記されていないことの証明書』を立候補者より委任を受け5月13日(木)に仙台法務局戸籍課へ一括して交付申請を行いますので、印鑑持参の上5月12日(水)まで交付申請書と委任状並びに登記印紙代400円を添えて提出をお願いします。

◎投票日5月24日(月) (投票時間は午前9時～午後2時迄)

総代選挙の投票区

選挙区	投票区	投票場所	投 票 区 域
第1選挙区 総代数 (50人)	第1投票区	南方就業改善センター	(南方町) 狼掛、柳沢、畑岡、沼崎、野谷地、苔野谷 地上、平貝、一の曲 (米山町) 千貫 (田尻町) 大貫
	第2投票区	迫川沿岸土地改良区事務所	(南方町) 板倉、沢田、青島、原、松葉、砥落、大袋、 山成、新高石、高石、須崎、苔野谷地下
	第3投票区	南方老人福祉センター	(南方町) 峯、北本郷、大門、細川、裏大岳、北大畑、 南大畑、大岳、梶沼
	第4投票区	登米市北方公民館	(迫町北方) 古宿、船越、天形、早坂、永田、八の森、 山の上、相ヶ沢、上沢、花台、中沢、舟 橋、泥内、土手の内、山の内表、富永、 地糧、谷地、斜橋、飯屋 (迫町新田) 立戸、深沢
	第5投票区	倉崎集落センター	(迫町北方) 三方島東、三方島西、飯土井 (迫町新田) 大形、山の神、倉崎、糠塚、蒲、小友、 山田、坂戸、駅前、牛ヶ沢 (若柳新田)
	第6投票区	登米市迫公民館	迫町佐沼
第2選挙区 総代数 (30人)	第1投票区	登米市中津山公民館	米山町中津山
	第2投票区	米山農村環境改善センター	米山町西野、桜岡、善王寺
	第3投票区	生榮巻生活共同センター	豊里町、涌谷町、津山

但し、投票区域外の組合員については、その組合員たる資格にかかる権利の目的たる土地の属する区域の投票区とする。

役員選挙

6月30日で任期満了になることから、新総代により臨時総代会を開催し、役員(理事14名、監事3名)選挙執行の予定になります。詳しいことについては、部落連絡委員さんを通して連絡します。

用水路で

遊ばないでね!

今年も四月二十八日から本田
揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水となり、流れも速く非常に危険な状態が続きます。
本土地改良区では、水難事故防止のため安全施設等の整備や幼稚園・小学校へ呼びかけ、事故防止に万全を尽くしています。
が、一人一人が注意をし、また、子ども達が水路で遊んでいるときは声を掛け合い、小さな命を水難事故から未然に守るようご協力を願います。

ゴミを
すてないでね!

当土地改良区が管理する水路等にゴミが不法に投棄され、水質汚濁、管理施設の故障等を来し、管理費の増大につながっています。
土地改良施設は、組合員はもとより地域の大切な財産です。ゴミを絶対に捨てないよう皆様のご理解・協力をお願いします。

表彰紹介

宮城県土地改良事業

団体連合会

功労者表彰

去る三月二十五日開会の宮城県土地改良事業団体連合会第五十一回通常総会の席上において、土地改良功労者として会長表彰を受けましたので紹介します。

総括監事 千葉 清 幸

人事往来

◎部落連絡委員

遠藤 幸 紀(古 宿)
伊藤 正 吉(飯 屋)
青田 延 吉(八軒小路)
伊藤 文 男(飯土井)

◎職員の一部

平成二十二年三月三十一日付
退職

遠藤 富士男
藤原 達雄
菅原 良子
石山 よみ子
(事業係主査)

四人は、合併以前の土地改良区に奉職以来土地改良事業推進と運営健全化並びに後進育成に尽力されましたが、この度、後進に道を譲り退職されました。
今後は、それぞれの道において、健康で活躍されることをお祈り申し上げます。

平成二十二年四月一日付

星 文 昭

・会計課長 (会計課長)

渥 美 光 行
(総務課参事)

・事業課長 (総務課参事)

渡 部 泰 彦
(事業課参事)

・会計課参事兼賦課徴収係長

千 葉 悦 朗
(事業課第二維持係長)

・事業課参事兼事業係長

田 中 淳
(会計課会計係長)

・事業課第一維持係長

加 納 裕 史
(事業課第一維持係技術主査)

・事業課第二維持係長

菅 原 久
(事業課第一維持係長)

・総務課庶務係長

佐 藤 正 宏
(総務課庶務兼管財係長)

・総務課管財係長

鈴木 香代子
(総務課庶務兼管財係主査)

・会計課会計係長

菅 原 力
(会計課賦課徴収係長)

・会計課賦課徴収係主査
佐 藤 三 男
(事業課事業係副参事)

・事業課第一維持係主査
安 倍 良 則
(事業課事業係主査)

賦課金の完納にご協力ください!

今年度賦課金の納期限は下記のとおりとなっております。納期限を過ぎると年14.6%の延滞金が増加されますので早期完納にご協力をお願い申し上げます。

第1期 5月31日限り
第2期 10月15日限り
第3期 11月30日限り